



「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

取得等をした減価償却資産で取得価額が30万円未満であるものについて、措置法第67条の5((中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例))の規定の適用を受ける場合には、別表十六(七)を御使用ください。

各欄の記載要領

この別表は、おおむね別表十六(一)の各欄の記載要領に準じて記載しますが、別表十六(一)の記載と特に異なる箇所は、次のとおりです。

「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額17」及び「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額37」の各欄

前期以前から当期に繰り越した特別償却不足額又は適格組織再編成により移転を受けた特別償却対象資産に係る合併等特別償却不足額がある場合に記載します。

「旧定率法の償却率20」

耐用年数省令別表第七に掲げる償却率(耐用年数省令第4条第2項((事業年度が1年未満の場合の旧定率法の償却率))の規定の適用を受ける場合には、減価償却資産の耐用年数に12を乗じてこれを当期の月数で除して得た耐用年数に対応する同条第1項に規定する旧定率法の償却率)を記載します。

月数は暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。

除して得た年数に1年末満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

「(16)>(19)の場合」の各欄

「16」が「19」を上回る場合であっても、「18」が「19」以下であるときは、記載しません。

なお、この場合には「24」も記載しません。

「計((21)+(22))又は((18)-(19))23」

次の場合に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。

(1) 「「18」-「(21)+(22)」」の金額が「19」の金額を超える場合

~~((21)+(22))又は((18)-(19))~~

(2) (1)以外の場合

~~((21)+(22))又は((18)-(19))~~

種類	1			
資産	2			
細目	3			
区分	4	.	.	.
取扱年月日	5			
事業の用に供した年月	6	年	年	
耐用年数	7	外	円外	円
取得価額又は製作価額	8			
引取得価額	9			
差額	(7)-(8)			
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10			
期末現在の積立金の額	11			
積立金の中取崩額	12			
差引帳簿記載金額	13	外△	外△	
損金に計上した当期償却額	14			
前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	
合計	16	(12+(14)+(15))		
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17			
償却額計算の基礎となる金額	18	(16-(17))		
平成	19	差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	19	
当月	20	旧定率法の償却率	20	
当月の場合は	21	算出償却額 (18×20)	21	円
増加償却額	22	(21)×割増率	22	()
の前	23	計 (21+22)又は((18)-(19))	23	
の普通	24	16≤19 算出償却額 (19-1円)× $\frac{5}{60}$	24	

